

令和元年東日本台風による被災者生活再建支援のお知らせ (台風第19号)

令和2年8月1日 第8号

佐野市復興推進本部 電話番号:25-8513

〇秋山川の改良復旧事業について

令和元年東日本台風により被災した一級河川秋山川について、菊沢川放水路合流点から下流 の約3kmの区間における改良復旧事業の概要とスケジュールの説明動画を栃木県(河川課) のホームページで配信しています。

※ホームページURL: http://www.pref.tochigi.lg.jp/h59/20200630_saigait.html

※携帯電話をお持ちの方は、下記の読み取り用バーコードを携帯電話で読み取ることで、ホー ムページをご覧になることができます。

▶問合せ先

栃木県安足土木事務所 整備部災害チーム

電話:0284-42-5589



〇災害土砂の回収について

宅地内に流入した災害土砂の回収は、令和2年8月31日までとなります。回収を希望する方 は環境政策課までご連絡ください。(※令和2年9月1日以降は回収できなくなります。)

▶問合せ先 環境政策課(市役所5階)電話:20-3013

○被災住宅の再建にかかる利子補給事業について

令和元年東日本台風で被害を受けた住宅の再建のために、金融機関等から借り入れた住宅資 金の返済利子の一部を補助します。

- ▶対 象 者 令和元年東日本台風により自ら所有し居住する住宅が被害を受け、り災証明書の交 付を受けた方で、市内において自ら居住するための住宅を新築若しくは購入、また は修繕する方
- ▶対象となる住宅資金

金融機関等から借入れた令和元年東日本台風の被災者向け住宅資金 ※令和元年10月12日以降に、すでに借入れした場合も対象となります。

- ▶補助額 借入金のうち1.000万円までに対し、年2.0%以内の返済利子相当額
- ▶補助期間 5年間
- ▶申請期間 令和2年4月30日から令和3年3月31日まで
 - ※土日祝、年末年始を除く
- 「利子補給金交付申請書」に次の書類を添付してください。 ▶申請書類
 - ① 金銭消費貸借契約書の写し
 - ② 工事の請負に係る契約書または売買契約書の写し
 - ③ 金融機関等が発行する償還の計画表の写し
 - ④ 土地及び建物の全部事項証明書の写し
 - ⑤ り災証明書の写し
 - ⑥ 金融機関等が償還の状況を報告することについての同意書
 - ⑦ 完納状況調査同意書
- ▶問合せ、申請先 建築住宅課(市役所5階) 電話:20−3103

○被災住宅の応急修理について

受付は原則として令和2年10月12日までとなります。応急修理の申し込みを予定されて いる方は、お早めにご相談ください。

▶問合せ先 建築住宅課(市役所5階)電話:20-3103

〇商工業への支援について

<u>〇尚工来への文援に りいて</u>				
	補助金名称	補助概要	対象経費	補助率/補助額
1	被災設備等再建支援補助金	機械や車両等の設備の修繕や更新費用の一部を支援します。 【対象】中小企業者 【要件】災害以前・以降の事業継続や、再建を行った期日、市税滞納や他の補助金の利用の有無等	令和元年東日本台風により被災した事業用設備の 再建に要する経費(設備の 再建に伴う資材・工事費、 設備の調達や移転設置費、 取壊し・撤去費、整地・排	①補助率: 対象経費の30% ②補助金額: 3万円(下限) ~100万円(上限)
2	被災建物等復 旧支援事業費 補助金	被災した事業所(建物)の復旧費用 の一部を支援します。 【対象】法人または個人事業主 【要件】「被災設備等再建支援補助 金」と同じです。	土費を含む) 令和元年東日本台風により被災した市内の事業所 (建物)の復旧に要する経費	①全壊 100 万円 ②大規模半壊 75 万円 ③半壊相当 50 万円 ④一部損壊(補助率 50%) 10 万円
3	復旧事業資金 借入金返済利 子補助金	復旧のために制度融資等を利用した際に、借入後の返済利子相当額を補助します。 【対象】中小企業者 【要件】他の補助金利用の有無に関係なく補助が受けられます。	令和元年東日本台風によ る被害からの復旧のため に借入れた事業資金の利 子相当額	①補助率: 融資の返済に係る利 子相当額の100% ②補助金額: 上限額80万円(第24 回目までの返済利子)
4	中小企業等グループ補助金	中小企業等グループ補助金については、下記までお問い合わせください。 相談窓口:グループ補助金等県南受付センター(栃木県庁安蘇庁舎福利厚生棟2階) 受付日時:毎週月〜金曜日 午前9時〜午後5時(予約制) 連絡先:(電話) 85-9505 (FAX) 85-9508		

※1~3の補助金は、令和元年 10 月 13 日から令和 2 年 10 月 12 日までの復旧・借入を対象とします。申請期限は、令和 2 年 11 月 12 日までです。

▶問合せ先 産業立市推進課(市役所3階) 電話20-3040

○り災証明書の新規受付について

これまでにり災証明書の申請をされていない方で、新たにり災証明書の発行が必要となる方は、用途に応じて下記の問い合わせ先までご相談ください。

▶問合せ先 ①建物に関する証明 : 資産税課(市役所2階) 20-3009

②農業に関する証明・農政課(市役所3階)・20-3043

③自動車・家具に関する証明 : 危機管理課(市役所6階) 20-3056

※り災証明書の再発行については、市民課(20-3019)までご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申請をご利用ください。郵送での申請方法 については、ホームページをご確認いただくか、市民課までお問合せください。

○り災証明書における家屋の再調査について

令和元年東日本台風の災害に係る被害認定は、第1次調査(外観目視や浸水深による調査)を行い、被害程度(全壊・半壊等)を判定していますが、申し出があった場合は、第2次調査(建物内部へ立ち入り調査)および必要に応じて再調査を実施いたします。再調査の申し出につきましては、お早目にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染防止対策として、調査員のマスクの着用、毎日の検温の実施、調査 前の手指消毒の対策を実施しております。

▶問合せ先 資産税課(市役所2階) 電話:20-3009

※その他、各種支援制度等については佐野市ホームページにも掲載して おりますので併せてご確認ください。